

# 「奈良県立大学附属高等学校奨学給付金」支給制度について

- 奈良県では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、**高校生等がいる低所得世帯を対象に「高校生等奨学給付金」を支給**します（返還の必要はありません）。

- 令和6年度新入生で、本給付金の**前倒し支給（3か月分）の決定を受けている方は、本案内の対象外**です。残額（9か月分）の申請書類は別途ご用意していますので（※）、本案内による申請は行わないようご注意ください。

## 1. 支給の要件（対象となる世帯）

保護者等が

**生活保護（生業扶助）受給世帯** もしくは **保護者等全員の住民税所得割額が非課税の世帯**

※保護者（親権者）等が**奈良県内に住所を有している**ことが必要です。

※**令和6年7月1日時点**で要件を全て満たしていることが必要です。その他、詳細な要件については裏面をご覧ください。

## 2. 支給時期と支給額

- 支給時期の見込み（予定）

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
第1次締切	申請	審査	→			12か月分受給	
第2次（最終）締切		申請			審査	→ 12か月分受給	

※ 第1次締切または第2次締切のいずれかの期日（奈良県立大学附属高等学校が指定する期日）までに**1回のみ**申請してください。

- 支給額

世帯区分	支給額（年額）	
① 生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300 円	
住民税所得割が非課税（0円）である世帯	② 第一子	122,100 円
	③ 第二子以降 ※	143,700 円

※15歳（中学生を除く）以上23歳未満（平成13年7月3日から平成21年7月2日生まれ）の扶養されている兄弟姉妹がいる2人目以降の高校生。

※高校生等の兄弟姉妹がいる世帯のうち、**国公立に通う生徒と私立（全日制・定時制）に通う生徒が両方いる世帯**については、私立に在学する生徒を1人目として対象世帯区分②で、国公立に在学する生徒を2人目以降として対象世帯区分③で申請するようにしてください。

## 3. 申請手続き

必要書類（裏面に記載）について、**奈良県立大学附属高等学校が指定する期限までに提出**してください。

〈提出先〉奈良県立大学附属高等学校  
〒630-8044 奈良市六条西3丁目24番1号

**※申請書の日付が、令和6年6月30日以前の日付の場合は受理できません。**

**※第2次（最終）締切後は受理できません。**

## 4. 申請に必要な書類

対象となる生徒 1 人につきそれぞれの①と②を作成し、③のうち必要な添付書類と合わせて期限までに提出してください。

【申請者全員が提出する書類】

① 公立大学法人奈良県立大学附属高等学校奨学給付金申請書（第 1 号様式(第 5 条関係)）

② 公立大学法人奈良県立大学附属高等学校奨学給付金口座振替申出書（別紙第 3 号様式）

<記入上の注意>

- ① 「公立大学法人奈良県立大学附属高等学校奨学給付金申請書」に記載の申請者本人(保護者等)名義の口座で、通帳のコピーを添付してください。

③ 必要添付書類

世帯区分で添付する証明書等が異なりますので、以下の区分に応じて必要な添付書類を提出してください。

世帯区分		必要添付書類
① 生活保護（生業扶助）受給世帯		・「生活保護（生業扶助）受給証明書」 ※ 令和 6 年 7 月 1 日（基準日）現在、生活保護（生業扶助（高等学校等就学費））を受給している証明書を添付してください。
住民税所得割が非課税（0 円）である世帯	② 第一子	・ 保護者等全員の令和 6 年度(令和 5 年分)道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類（※ 1）
	③ 第二子以降 ※	・ 保護者等全員の令和 6 年度(令和 5 年分)道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類（※ 1） + ・ 「扶養誓約書」 ※対象となる高校生以外の、15 歳(中学生を除く)以上 23 歳未満(平成 13 年 7 月 3 日から平成 21 年 7 月 2 日生まれ)の扶養されている兄弟姉妹の扶養状況を確認します。

- (※ 1) (例) ・「課税証明書」(市町村役場にて発行)  
・「道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の決定・変更通知書」(給与所得者)の写し  
・「道府県民税・市町村民税の納税通知書」(自営業など)の写し

## 5. その他

(1) 公立大学法人奈良県立大学附属高等学校奨学給付金の支給の要件（詳細）について

令和 6 年 7 月 1 日現在、次の要件すべてを満たす世帯が対象となります。

- ① 保護者等が奈良県内に住所を有していること（海外等在住で奈良県内に住所がない場合は対象外となります。）
- ② 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税又は生活保護（高校生本人に係る生業扶助（高等学校等就学費））受給世帯であること
- ③ 子が就学支援金制度の対象となる高等学校等に在学していること
- ④ 1 人の高校生に対して、保護者等全員が奈良県又は他の都道府県が実施する同様の給付金を受けていないこと
- ⑤ 児童福祉法に基づく措置費等のうち、見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと

(2) 上記 5（1）②を満たさない場合でも、家計急変により保護者等全員の住民税所得割額が非課税相当と認められる場合には、家計急変世帯対象の奨学給付金の対象となる可能性がありますので、該当する場合は在学する高等学校までご相談ください（なお、通常募集分と家計急変分との併給はできません。）

(3) 事実と異なる内容の申請により支給された場合は、即時の返還を求めます。

◆ 高校生等奨学給付金（奈良県立大学附属高等学校）についてのお問い合わせ ◆

◇奈良県立大学附属高等学校 〒630-8044 奈良市六条西 3 丁目 24 番 1 号 TEL 0742-81-4430

◇奈良県地域創造部こども・女性局教育振興課 〒630-8501 奈良市登大路町 3 0 TEL 0742-27-8347

※県立、市立、国立の高等学校等に関する奨学給付金制度につきましては奈良県教育委員会学校支援課（TEL 0742-27-9859）へお問い合わせください。